

【引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について】

平成 26 年 4 月 1 日より消費税（国・地方）が 5 % から 8 % に、令和元年 10 月 1 日より 10% に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和 3 年度大船渡市一般会計決算における引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）に係る使途は、下記のとおりとなります。

記

- | | |
|---------------------------|--------------|
| 1 地方消費税交付金（社会保障財源分） | 487,265 千円 |
| 2 上記 1 が充てられる社会保障施策に要する経費 | 2,496,185 千円 |

（単位：千円）

	事業名	決算額	特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者福祉費 (自立支援給付事業)	1,006,348	751,280	87,190	167,878
	老人福祉費 (老人保護措置事業)	84,887	14,980	23,896	46,011
	児童福祉費 (子ども医療費助成事業)	84,703	10,510	25,361	48,832
	母子福祉費 (寡婦・寡夫医療費助成事業)	10,992	0	3,757	7,235
社会保険	介護保険事業	663,471	36,673	214,258	412,540
	国民健康保険事業	343,510	150,575	65,951	126,984
	後期高齢者医療事業	124,383	85,092	13,431	25,860
保健衛生	保健衛生費 (健康増進事業:各種がん検診)	44,030	18,182	8,836	17,012
	予防費 (感染症予防事業)	71,730	3,430	23,347	44,953
	診療所費 (診療施設勘定繰出金)	62,131	0	21,238	40,893
合 計		2,496,185	1,070,722	487,265	938,198